# 葛飾区再犯防止推進計画

(令和4年3月)



## 計画の策定にあたって

#### 葛飾区長メッセージ

葛飾区はこれまで地域社会における犯罪及び事故の発生を未然に防止するための活動を推進するとともに、関係機関と相互に連携し、安全な地域社会を築くために地域安全活動連絡会を設置し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりました。その結果、本区の犯罪発生件数は、平成 15 年の 9,830 件から年々減少傾向にあり、令和2年は 2,693 件とピーク時の約4分の1にまで下がっています。一方で、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で高く推移しております。犯罪を減らすためには、罪を犯した人が再び罪を犯さないように立ち直りを支援し、社会復帰を後押ししていくことが重要となっています。

そのため、本区では、葛飾区保護司会をはじめとした関係団体や警察署、東京保護観察所等で構成される「葛飾区再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けて、協議を重ねてまいりました。そして、今回、犯罪防止や再犯防止につながる「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止と学校と連携した修学支援等の実施」などの取組をまとめ、「葛飾区再犯防止推進計画」として策定いたしました。

今後、再犯防止の取組の必要性について、広く区民の皆様に周知して理解を得ていくとともに、関係団体や警察署等と連携をしながら、本計画に基づく取組を推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました委員会の委員の 皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に心より厚く御礼申し上げます。



令和4年3月

**嘉飾区長** 青木 克德

### 葛飾区保護司会会長メッセージ

私たち、葛飾区保護司会は永年に亘り、法務省や保護観察所と協働して、更生保護の仕事を行ってまいりました。刑務所や少年院を仮釈放・仮退院した人、または保護観察処分を言い渡された人が更生して健全な生活が送れるように指導や生活環境調整を行っています。更には、犯罪予防運動や学校と連携した分野にも活動範囲を広げてまいりました。しかし、近年、大型商業施設の進出による商店街の減少、マンション等の建設増加による近所付き合いの減少や、スマートフォンなどを利用したSNSの普及などにより、地域社会は大きく変化してまいりました。その中で、保護司のなり手を始めとして、社会奉仕活動に関心を持つ人を確保していくことが、更生保護活動や安全・安心なまちづくりを実現していく上でも、大事なことだと感じております。

この度、各委員の皆様方の協力を得て、再犯防止に関して、意見交換を重ねてまいり、葛飾区再犯防止推進計画を策定できたことは、大変ありがたいことであり、意義深いことであります。各委員及び関係者の方々のご支援・ご協力に対しまして、感謝するとともに、御礼申し上げます。

最後に、安全・安心な地域社会作りと、再犯率の低下を目指し、私ども葛飾区 保護司会は、今後も葛飾区更生保護女性会、葛飾区BBS会をはじめとする葛飾 区更生保護関係団体と協力し、一丸となって更生保護活動及び犯罪予防活動に取 り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。



令和4年3月

葛飾区保護司会会長 石川 宏太

## 目 次

| 第1章                   | 🗈 計画の基本的な考え方                                     | . 1      |
|-----------------------|--|----------|
| 1<br>2<br>3<br>4      | 計画策定の背景.<br>本計画の目的.<br>計画の位置づけ.<br>計画の期間.        | 2        |
| 第 <b>2</b> 章          | <b>再犯防止に関する区及び国・東京都の状況</b><br>葛飾区の現状<br>国と東京都の取組 | 3        |
| 第3章                   | 章 今後の取組方針  | . 9      |
| 第4章                   | ■ 区の具体的な取組                                       | 10       |
| 1<br>2<br>3<br>4<br>5 | 安全で安心なまちづくりの推進                                   | 13<br>15 |
| 第5章                   | 章 計画推進の体制づくり                                     | 28       |
| 1<br>2                | 関係機関・団体との連携・協力<br>地域での取組の推進                      |          |
| 参老省                   | <b>圣米</b> 山                                      | 29       |



## 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

### (1)犯罪や再犯者の現状

全国における刑法犯認知件数\*(警察等の捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数)は平成15年から17年連続で減少し、令和元年は74万8,559件(前年比6万8,779件(8.4%)減)と戦後最少を更新しています。また、刑法犯検挙件数\*(刑法犯により検挙された件数)も、平成18年をピークに以降は減少してきています。

一方で、再犯者率\*(刑法犯検挙人員に占める再犯者\*の人員の割合)は、平成9年以降上昇を続け、令和元年に48.8%とやや低下しましたが、約5割と大きな割合を占めています。

再犯者の多くは出所後、社会に復帰するまでに様々な困難があり、必要な支援を受けられずに再び罪を犯してしまう人たちがいます。こうしたことから、地域社会で孤立することがないように必要な支援を受けられる環境づくりを進めることが求められています。

## (2)国・東京都の動き

このような状況を踏まえ、国では、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が成立し、平成29年12月には国としての再犯防止推進計画を閣議決定し、令和元年12月には、再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進計画加速化プランを閣議決定しました。

また、東京都では、再犯防止推進法において、地方公共団体にも再犯防止に 関する施策の実施責任があるものとし、地方再犯防止推進計画の策定に関する 努力義務を課していることに基づいて、令和元年7月に再犯防止推進計画を策 定しました。

「※」が付いているものは、38~39ページの用語集に解説を掲載しています。

## (3)区の計画策定までの動き

本区では、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、ハード・ソフトの両面から防犯対策の推進、地域包括ケアシステムの推進や社会を明るくする運動等により、誰もが社会の一員として、お互いを尊重し、支え合う社会の実現に向けた取組を進めてきました。

罪を犯した人の中には、高齢者や障害者など福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先がなく生活支援が必要な人などさまざまです。そういった人の中には出所してから、社会復帰できずに、再び罪を犯してしまう人がいることから、罪を犯した人の社会復帰を支援する事が課題となっています。

こうしたことから、本区ではこれまで取り組んできた安全で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進し、犯罪の被害を防止するとともに、年齢や障害などに関わらず誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて再犯防止推進計画を策定いたします。

## ||2 本計画の目的

区内の犯罪発生件数は大幅に減少しているものの、再犯者率(検挙人員に占める再犯者の割合)は、約半分の割合を占めています。

本計画では、罪を犯したか否かを問わず、広く区民を対象に提供してきている、 犯罪防止や再犯防止につながる取組を推進することで、区民の犯罪被害を防止 し、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

## 3 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。

## 4 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。



## 再犯防止に関する区及び国・東京都 の状況

## 1 葛飾区の現状

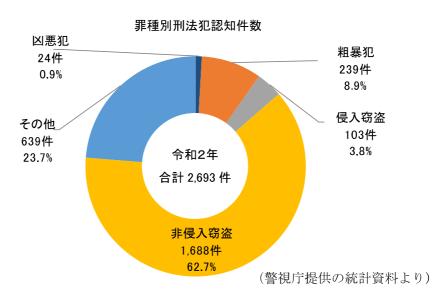
### (1) 刑法犯認知件数

葛飾区の刑法犯認知件数は、年々減少し、令和2年で2,693件でした。



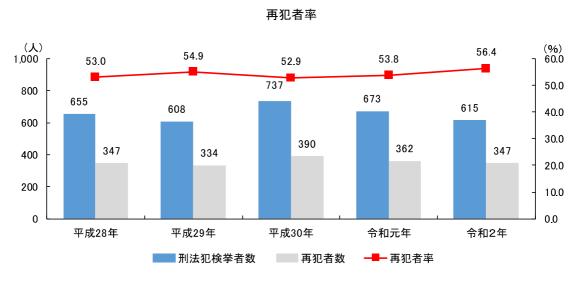
### (2) 罪種別刑法犯認知件数

葛飾区の令和2年の刑法犯認知件数2,693件のうち、最も多いのは、非侵入 窃盗(万引き、自転車盗など)で1,688件です。そのうち、自転車盗難件数が 919件で、非侵入窃盗の5割以上を占めています。



#### (3)再犯者率

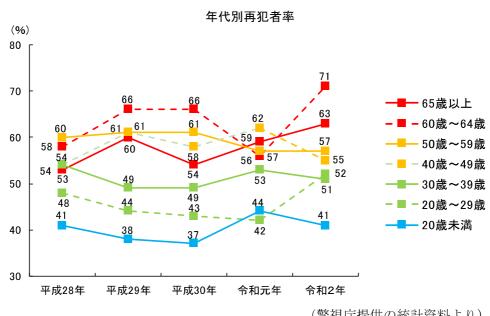
葛飾区の令和2年の再犯者数は347人で、再犯者率は56.4%です。全国平 均(令和2年:49.1%)より高い水準で、約2人に1人が再犯者となっていま す。



(法務省東京矯正管区及び警視庁提供の統計資料より)

## (4) 年代別再犯者率

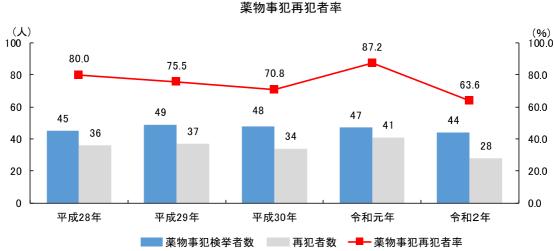
葛飾区の再犯者率の推移を年代別に見ると、29歳までの再犯者率が50%を 下回ることが多い一方、60歳以上の再犯者率は60%を上回ることが多く、高 い割合で推移しています。



(警視庁提供の統計資料より)

### (5)薬物事犯再犯者率の推移

葛飾区の薬物事犯の再犯者率は、刑法犯の再犯者率と比べて、高い割合で推移しています。薬物事犯の傾向としては、覚せい剤取締法の検挙者数が減少傾向にある一方、若者層を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しています。

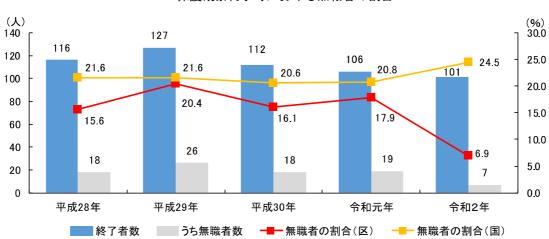


※薬物事犯検挙者数:覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法で検挙された者を示す。

(警視庁提供の統計資料より)

## (6) 保護観察終了時における無職者の割合

保護観察\*終了時に無職である人の割合は、全国的に20%台で推移していますが、葛飾区においては、20%を下回る割合で推移しており、5年間の平均は15.4%となっています。

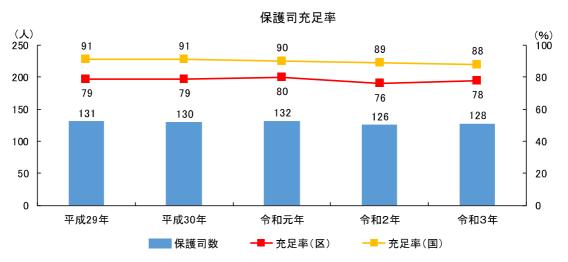


保護観察終了時における無職者の割合

(東京保護観察所提供の統計資料より)

## (7) 保護司充足率

保護司\*充足率は、全国においては、5年間平均で89.8%となっていますが、 葛飾区においては、5年間平均で78.4%となっており、全国平均を下回っています。



※各年1月1日現在※保護司定数は165人

(東京保護観察所提供の統計資料より)

## 2 国と東京都の取組

#### (1) 国の取組

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法に基づき、以下のとおり「5つの基本方針」を定め、「7つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

#### [5つの基本方針]

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、 切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるように すること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究 の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団 体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応 じた効果的なものとすること。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### [7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

#### (2) 東京都の取組 「

#### [6つの重点課題]

国の再犯防止推進計画に掲げられた「5つの基本方針」を踏まえ、次のとおり重点課題を設定して取り組むこととしています。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等



## 今後の取組方針

再犯防止推進法、国と東京都の再犯防止推進計画に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、安全・安心に暮らせるまちづくりをさらに推進していくため、本区では、地域団体や関係機関との連携により次の取組を推進します。

## (1) 安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上などを図り、犯罪や犯罪被害の起きにくい安全で安心なまちの実現を目指します。

## (2) 就労・住居の確保

就労や住居の確保に関するサポート体制を整えることで、生活環境に関わらず、誰もがいきいきと暮らし続けるまちの実現を目指します。

## (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者をサポートする体制を 整えることで、年齢や障害に関わらず、誰もが安心して暮らし続けるまちの実 現を目指します。

## (4) 非行の防止と学校と連携した修学支援等の実施

学校や家庭、地域の連携により、すべての子どもたちが成長していけるためのサポート体制を整えることで、明るく健やかな成長を支えるまちの実現を目指します。

## (5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進

民間協力者の方々の協力により、更生保護\*活動を促進するとともに、罪を 犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする 人を受け入れ、見守るまちの実現を目指します。



## 区の具体的な取組

本計画では5つの取組方針に基づき、主に再犯防止を目的としているものの ほか、罪を犯した人か否かを問わず、広く区民を対象に提供してきているサービ ス等で犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取組を掲げています。

## 1 安全で安心なまちづくりの推進

### 現状と課題

令和2年の刑法犯認知件数は2,693件となり、平成27年の4,540件と比べ1,847件減少するなど、減少傾向となっています。件数から見ると、治安は良くなっていると言えますが、特殊詐欺については、その手口が年々巧妙化し、被害が後を絶たない状況にあります。また、自転車盗難については、令和2年は919件で、刑法犯認知件数の約34%を占めており、安全で安心なまちの実現のため、引き続き、各種防犯対策の強化が求められています。

#### 具体的な取組

安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

| 事業名                 | 内容   | 担当課      |
|---------------------|--|----------|
| 安全な地域社会を築くための活動費助成  | 地域安全パトロール活動など、さまざまな防<br>犯活動を自主的に行う団体を支援するため、<br>ベストや帽子などの防犯グッズの助成を行い<br>ます。        | 生活安全課    |
| 地域における見守り<br>活動支援事業 | 地域団体を対象として、街頭防犯カメラの設<br>置費用の一部を補助します。  | 生活安全課    |
| 青色防犯パトロール<br>の実施    | 区の青色防犯パトロールカーで、巡回パトロールすることにより、空き巣や性犯罪、特殊<br>詐欺などの犯罪の未然防止のための活動を実施します。              | 生活安全課    |
| 安全・安心情報メールの配信       | 区内で発生した犯罪情報・子どもの安全をお<br>びやかす不審者目撃情報・大規模な災害情報、<br>犯罪被害に遭わないための防犯情報などを登<br>録者に配信します。 | 生活安全課    |
| 消費者教育の実施            | 区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を実施します。                        | 消費生活センター |

| 事業名                  | 内容   | 担当課           |
|----------------------|--|---------------|
| 消費生活情報の提供            | 区民が消費生活を営むうえで必要な知識をわかりやすくシリーズでまとめた「くらしにいかす」や国民生活センターが作成した「くらしの豆知識」の配布や区広報誌「広報かつしか」にコラムとして「くらしのまど」を掲載し、消費者に必要な生活情報を提供します。また消費者被害の未然防止のためチラシやポスターを作成し、注意喚起を行います。 | 消費生活センター      |
| 放置自転車、自転車<br>盗難防止対策  | 駅前でのキャンペーン活動や、商店街での放送、ポスター掲示による啓発活動等を実施し、<br>放置自転車及び自転車盗難防止対策に取り組みます。  | 交通安全対策<br>担当課 |
| 空家等対策                | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空家等について、建物所有者等に対して、適切な管理を行うよう指導することにより、保安上危険な空家等の減少に努めます。   | 住環境整備課        |
| 私道防犯灯設置助成            | 町会・自治会等が私道に防犯灯を設置すると<br>きに、その費用の一部を助成します。  | 道路補修課         |
| 安全で快適な公園に<br>するための整備 | 公園・児童遊園への防犯カメラの設置を進め<br>ます。  | 公園課           |
| 学校緊急情報の配信            | 保護者連絡用アプリケーションを活用し、保<br>護者などを対象に学校ごとに緊急時の対応な<br>どの情報を配信します。  | 各学校、指導室       |
| 通学路防犯カメラの<br>設置      | 子どもの安全・安心を確保するため、区内の<br>各小学校の通学路に防犯カメラを設置してい<br>ます。  | 教育総務課         |
| 非常通報体制及び防<br>犯カメラの整備 | 区立幼稚園、小・中学校に非常時に警察へ通報する装置を設置しています。また、区立小・中学校も防犯カメラを設置しています。  | 学校施設担当課       |
| セーフティ教室の実施           | 児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・地域住民の参加のもと、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育の推進を図るためセーフティ教室を実施します。実施に際しては、警察署など関係機関等と協力して行います。                                       | 指導室           |
| 情報安全教室の実施            | インターネットや携帯電話、通信機能付きゲーム機に絡むトラブルや依存などに対して、東京都で行っている「ファミリeルール」や、警察署、携帯電話会社による講演会などにより、学校・家庭・地域住民とともに、理解を深めます。   | 指導室           |
| 交通安全教育の実施            | 登下校を含めた交通安全や、自転車の安全な<br>利用などについて、学校や警察署など関係機<br>関等による実践的な指導を実施します。   | 指導室           |

| 事業名                           | 内容  | 担当課   |
|-------------------------------|---|-------|
| こどもひまわり<br>110番               | 小学校PTAが中心となり、子どもが身の危険を感じた場合の「緊急避難所」として、通学路などの民家や商店の協力を得てプレートを設置しています。また、協力者が不審者から身体的・財産的な被害を受けた場合に対応する見舞金制度があります。   | 地域教育課 |
| 放課後子ども事業<br>(わくわくチャレン<br>ジ広場) | 小学校に通う子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所として、地域の方々の見守りによる「わくわくチャレンジ広場」を区内全49の小学校で実施します。   | 地域教育課 |
| 学校支援団体に対す<br>る感謝状贈呈           | 登下校時の見守り、校門でのあいさつ運動等<br>の幼児、児童及び生徒の安全を支援する活動<br>等を継続して行い、その功労が顕著である団<br>体及び個人に感謝状を贈呈します。  | 地域教育課 |
| 青少年問題協議会                      | 地域の青少年が人間性豊かな社会人として健<br>やかに成長し、非行や犯罪の起こりにくい地<br>域社会の実現を目指します。そのために、青<br>少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総<br>合施策の樹立に必要な重要事項についての調<br>査審議や、関係行政機関との連絡調整を行い、<br>年に1度「葛飾区青少年健全育成基本方針」<br>を策定し、青少年の健全育成を推進します。 | 地域教育課 |
| 学校地域応援団                       | 「学校を核とした地域づくり」を推進するため、地域が学校と連携・協働して様々なボランティア活動を行います。活動内容は学校によって異なりますが、子どもたちが安全・安心に通学できるよう登下校時の見守りや朝のあいさつ運動など、様々な活動を行います。  | 地域教育課 |
| 防犯ブザーの配付                      | 区立小学校の新1年生全員に不審者等から身<br>を守るために、防犯ブザーを配付します。   | 学務課   |
| 「子どもを犯罪から<br>守る」まちづくり活<br>動支援 | PTAを中心に青少年育成地区委員会や自治町会などの協力のもと、児童・生徒にアンケートを実施し、実際に被害が発生した箇所を検証し、関係行政機関の協力のもと改善策を考え、安全安心なまちをつくっていく取組を支援します。  | 生涯学習課 |

#### (東京都における主な取組)

| 事業名                    | 内容   | 東京都の担当部署 |
|------------------------|--|----------|
| 「犯罪お悩みなんで<br>も相談」窓口の開設 | 万引きなどの犯罪行為をしてしまうご本人や<br>そのご家族、関係者の方などから電話にて相<br>談を受け付け、社会福祉士や精神保健福祉士<br>が、お話を丁寧にお聴きすることで、ご本人<br>の状況や生活環境等を的確に把握し、福祉な<br>どの適切な支援につなげます。 | 都民安全推進本部 |

## 2 就労・住居の確保

#### 《就労》

### 現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち再犯時に無職だった人が約7割と高い割合を占めています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。そのため、出所後の就労先確保が重要となってきます。

しかしながら、前科があることに加え、求職活動を行う上で、必要な知識・ 資格等を有していないことや社会人としてのマナーなど必要な能力を身に付 けていないことから、適切な職業選択ができない場合があり、一旦就職しても すぐに離職してしまうなどの課題があります。

#### 具体的な取組

就労に向けた相談・支援の充実を図ります。

| 事業名                | 内容  | 担当課   |
|--------------------|---|-------|
| 雇用・就業マッチン<br>グ支援事業 | 区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。 | 産業経済課 |
| 雇用・就労促進事業          | 就職支援セミナーや合同就職面接会を開催することにより、若者等の求職者の就職促進を<br>図ります。また、若者の人材確保と定着を図<br>るため、事業主に対し奨励金を支給します。                  | 産業経済課 |
| 就労準備支援事業           | 直ちに就労することが困難な者に対し、一般<br>就労に従事する準備としての基礎能力の形成<br>を、計画的かつ一貫して支援を行います。                                       | 福祉管理課 |
| 自立相談支援事業           | 生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。                            | 福祉管理課 |

#### (東京都における主な取組)

| 事業名                                 | 内容  | 東京都の担当部署 |
|-------------------------------------|---|----------|
| 東京都若者総合相談センター                       | 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより社会的自立に困難を抱える若者やその家族等からの相談を、電話・メール・LINE・面接により受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 | 都民安全推進本部 |
| 東京都しごとセンタ<br>一及び東京都立職業<br>能力開発センター等 | 東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等(東京障害者職業能力開発校を含む13か所)において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施します。   | 産業労働局    |

## 《住居》

## 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。しかしながら、刑務所等からの出所者の約4割が住居を確保されないまま出所していること、そして、これらの人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことから、出所者の生活基盤を確保することが課題となっています。

## 具体的な取組

住居の確保に向けた相談・支援の充実を図ります。

| 事業名                | 内容   | 担当課          |
|--------------------|--|--------------|
| 住居確保給付金            | 離職等により住まいを失った方、または失う<br>おそれのある方に、住居確保給付金を支給し<br>再就職に向けた支援を行います。                              | 福祉管理課        |
| 生活保護               | 病気やケガをしたり、仕事を失い生活に困ったときに、一定の基準にしたがって健康で文化的な最低限度の生活を保障し、可能な限り自分の力や様々な制度を活用し、生活ができるように援助します。   | 西生活課<br>東生活課 |
| 区営住宅、都営住宅          | 所得が一定水準以下で住宅に困っている方を<br>対象として公営住宅を提供します。   | 住環境整備課       |
| 高齢者向け優良賃貸<br>住宅    | 高齢者向け優良賃貸住宅は、バリアフリー構造で、緊急通報装置や手すりを備え、高齢者が安全・安心に住めるように建てられた民間の賃貸住宅のことで、国、東京都、区が連携して住宅支援を行います。 | 住環境整備課       |
| 居住支援協議会によ<br>る入居支援 | 入居に関するサポート制度の周知や、住宅相<br>談をお受けし協力不動産店や居住支援法人に<br>賃貸物件情報の照会をします。                               | 住環境整備課       |



## 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

#### 《高齢者又は障害のある人などへの支援》

#### 現状と課題

高齢者(65歳以上の人)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

罪を犯した人の中には医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者 もいますが、それらの人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースも あることから、状況に応じた支援を実施していくことが求められます。

#### 具体的な取組

#### ■高齢者支援

関係機関等と連携し、高齢者に適切なサービスを提供します。

| 事業名                             | 内容   | 担当課    |
|---------------------------------|--|--------|
| 高齢者総合相談セン<br>ター(地域包括支援<br>センター) | 高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険の案内や介護の問題、ひとり暮らしの不安、高齢者虐待、消費者被害など高齢者の方やご家族の相談に応じる相談窓口です。区内7つの日常生活圏域に2か所ずつ設置しています。 | 高齢者支援課 |
| 高齢者向け優良賃貸<br>住宅 (再掲)            | 高齢者向け優良賃貸住宅は、バリアフリー構造で、緊急通報装置や手すりを備え、高齢者が安全・安心に住めるように建てられた民間の賃貸住宅のことで、国、東京都、区が連携して住宅支援を行います。                       | 住環境整備課 |
| シルバーピア住宅事業                      | 住宅にお困りの方に、区が借り上げた緊急通<br>報装置や手すりの設置など日常生活に配慮し<br>た住宅を、お貸しします。   | 住環境整備課 |
| 社会福祉協議会                         | 葛飾区社会福祉協議会は区民の方々が主体となり、地域のなかで「共に支えあう」「共に助けあう」、住みよい福祉のまちづくりの実現をめざして、高齢者、障害者、子ども達など、支援が必要な方々に対し、様々な支援活動や事業を推進します。    | _      |

#### ■障害者支援

関係機関等と連携し、障害者に適切なサービスを提供します。

| 事業名              | 内容  | 担当課   |
|------------------|---|-------|
| 障害者権利擁護窓口<br>の設置 | 障害のある方に対する虐待の防止と早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立への支援、障害者の養護者に対する支援を行うため、「障害者権利擁護窓口」を設置しています。 | 障害福祉課 |
| 自立支援医療           | 精神障害者が自立した日常生活又は社会生活<br>を営むことができるよう、精神障害の状態の<br>軽減のために必要な医療について自立支援医<br>療費を支給します。 | 保健予防課 |

### 《薬物依存を有する人への支援等》

#### 現状と課題

覚せい剤取締法違反による検挙者数は令和元年には44年ぶりに1万人を下回り減少傾向にありますが、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。薬物事犯者は、罪を犯した人等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあります。そのため、再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせて、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けることが必要となります。

### 具体的な取組

薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する啓発活動を促進します。

| 事業名      | 内容  | 担当課             |  |
|----------|---|-----------------|--|
| 薬物乱用防止啓発 | 薬物乱用防止推進葛飾地区協議会の活動を支援します。また、区内中学校への薬物乱用防止ポスター・標語の作品募集を通して、薬物乱用防止の啓発を行います。さらに、「薬物乱用防止葛飾区民大会」を開催し、薬物に関する基調講演とポスター・標語の入賞者の表彰を行います。そして、区内小中学校での「薬物乱用防止教室」の開催や、子どもまつり、産業フェア、東京拘置所矯正展、各地区まつり等のイベントでブースを設置し、クイズや薬物標本を使った啓発などを行います。 | 地域保健課           |  |
| 精神保健相談   | こころの健康やうつ病、双極性感情障害、統合失調症、アルコール・薬物依存症など精神疾患の治療や療養に関する相談を行います。<br>精神科医師や保健師が相談をお受けしています。  | 保健予防課<br>保健センター |  |

## 4 非行の防止と学校と連携した修学支援等の実施

#### 現状と課題

日本ではほとんどの人が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因とする、高等学校中退者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。(国の再犯防止推進計画より)

非行の未然防止や青少年健全育成はもとより、非行や罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するためには、自立のための必要な学習支援や就学支援、仕事や居場所の確保など、社会の受け入れを一層進めることが求められます。

#### 具体的な取組

#### ■非行・犯罪の防止のための支援

子ども・若者が罪を犯すことがないように家庭・学校・地域で見守っていき ます。

| 事業名              | 内容  | 担当課           |
|------------------|---|---------------|
| 薬物乱用防止啓発<br>(再掲) | 薬物乱用防止推進葛飾地区協議会の活動を支援します。また、区内中学校への薬物乱用防止ポスター・標語の作品募集を通して、薬物乱用防止の啓発を行います。さらに、「薬物乱用防止葛飾区民大会」を開催し、薬物に関する基調講演とポスター・標語の入賞者の表彰を行います。そして、区内小中学校での「薬物乱用防止教室」の開催や、子どもまつり、産業フェア、東京拘置所矯正展、各地区まつり等のイベントでブースを設置し、クイズや薬物標本を使った啓発などを行います。 | 地域保健課         |
| サポートチーム指導員派遣事業   | いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、サポートチーム(問題行動等を起こす個々の児童生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム)を組織し、区立学校に派遣し、当該児童生徒等を支援します。  | 学校教育支援<br>担当課 |
| 社会を明るくする運動       | 「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。強調月間には、保護司会と協働し、駅前における広報活動として啓発物品を配布するとともに、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施します。  | 地域教育課         |

## ■学習支援等の充実

次世代を担う子どもや若者が、十分な学びの機会を得られるよう学習支援等を充実します。

| 事業名                  | 事業名  |               |
|----------------------|--|---------------|
| 学習支援事業               | 基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、経済的に自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施します。また、生活習慣・育成環境の改善を目的として、子どもの生活支援や環境の改善に向けた支援を生徒及び保護者に対して行います。   | 福祉管理課         |
| かつしか子ども応援<br>事業      | 様々な事情を有する子どもが、社会的に自立<br>できるように、子どもとの関係づくりを行い<br>ながら、悩みや不安を相談しやすい環境をつ<br>くり、家庭や学校以外で安心して過ごすこと<br>ができる場を提供します。また、保護者の子<br>育ての悩みや不安に応じる養育支援や、子ど<br>もの学習等の意欲を喚起する支援を行うとと<br>もに、高校中退の未然防止、高校中退者・進路<br>未決定者の学び直し、就学支援等を行います。 | 子ども応援課        |
| スクールカウンセラ<br>ーの配置    | 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つ「スクールカウンセラー」を区立学校に配置し、学校における教育相談体制を確立するとともに、いじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等を未然に防ぎ、改善・早期発見を図ります。  | 学校教育支援<br>担当課 |
| スクールソーシャル<br>ワーカーの派遣 | 問題を抱えた区立学校の児童・生徒に対し、<br>社会福祉等の専門的な知識や技術を有するス<br>クールソーシャルワーカーを派遣し、当該児<br>童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関<br>係機関等とのネットワークを活用したりする<br>など、多様な支援方法を用いて、課題解決へ<br>の対応を図ります。  | 学校教育支援<br>担当課 |



## ■青少年健全育成の充実

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明る く健やかな成長を支えます。

| 事業名              | 内容   | 担当課    |
|------------------|--|--------|
| 若者支援体制の整備        | 長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安などの悩みを持つ若者やその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。  | 子ども応援課 |
| 子ども・若者活動団<br>体支援 | 社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子ども・若者(おおむね39歳まで)を支援する地域活動団体の活動を支援するとともに、区と地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の自立や健やかな育成を図ります。  | 子ども応援課 |
| 青少年育成地区委員<br>会   | 青少年の健全育成を目指し、関係団体・団体相互の連絡調整を図り、地域の教育力を高めるために活動している団体で、葛飾区には19の地区委員会があります。地区委員会によっては、それぞれの特色を生かし、地域パトロールなどの様々な取組を行います。                                    | 地域教育課  |
| 青少年委員会           | 各小・中学校学区域から選出された青少年委員が学校と地域の連携を促進し、PTAなどの地域活動団体や行政関係機関等との連絡調整を図り、地域における青少年の健全育成を行います。また、青少年委員会では、日々変化する子どもたちの諸問題等に対し、見識を深めるため、8つのブロック及び5つの専門部が定例会を実施します。 | 地域教育課  |



## ■5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進

### 《民間協力者の活動の促進》

#### 現状と課題

区内の各地域において、罪を犯した人等の指導・支援に当たる保護司、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会\*、BBS会\*、協力雇用主\*等の更生保護ボランティアなど多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。また、更生保護法人\*をはじめとする様々な民間団体等による、罪を犯した人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られていきます。

しかしながら、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向になっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であることなどの課題があります。

#### 具体的な取組

更生保護団体の活動の促進を図ります。

| 事業名     | 内容   | 担当課 |
|---------|--|-----|
| 葛飾区保護司会 | 保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(民間ボランティア)です。社会奉仕の精神をもって、罪を犯した人の改善及び更生を助けると共に、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としています。<br>葛飾区保護司会は昭和27年12月13日に設立されて以来、多くの保護司が社会奉仕の精神をもって、保護観察対象者の更生と自立・社会復帰のお手伝いをしています。また、「社会を明るくする運動」、「かつしか区民の集い」をはじめ、「犯罪予防のパレード」、「寅さんまつり」、「直蒲まつり」、「東京拘置所矯正展」など地域での犯罪予防活動にも力を注いでいます。 | _   |

## 葛飾区保護司会の声

日頃の保護司会活動の中で感じる課題や再犯防止推進に必要なことについて調査を行い、主なものをまとめました。



#### コラム 葛飾区更生保護サポートセンターについて

葛飾区更生保護サポートセンター\*は、平成24年に水元学び交流館の中に設置されました。このサポートセンターでは、葛飾区保護司会の業務、対象者との面接、女性の視点から地域での犯罪予防活動や更生を支援している更生保護女性会、兄や姉のような立場で少年の立ち直り、成長を援助している葛飾区BBS会の活動拠点として、更生保護関係団体にはなくてはならい存在となっています。

サポートセンターでは、企画調整保護司が平日の午前10時から午後4時までの間常駐し、 少年の生活相談、更生に関わる相談、犯罪予防相談等に対応しています。



[葛飾区更生保護サポートセンター (水元学び交流館内)の外観]



[社会を明るくする運動の啓発活動の様子]



[かつしか区民の集いの式典の様子]



[東京拘置所矯正展への出展の様子]

## 《広報・啓発活動の促進》

## 現状と課題

罪を犯した人等の社会復帰のためには、自らの努力を促すことは当然ですが、 それだけでなく、社会において孤立することのないよう、更生保護活動の広報・ 啓発活動により、区民の理解と協力を得て、罪を犯した人等が再び社会を構成 する一員となることを支援することが重要であると考えられています。

#### 具体的な取組

関係機関・団体と連携して、更生保護活動の広報・啓発活動の促進を図ります。

| 事業名                      | 内容   | 担当課                     |
|--------------------------|--|-------------------------|
| 葛飾区保護司会への<br>助成金の交付      | 葛飾区保護司会に対して助成金を交付します。  | 地域振興課                   |
| 更生保護サポートセンターの活動場所の<br>提供 | 平成 24 年より水元学び交流館内に更生保護<br>サポートセンターの活動場所を提供していま<br>す。   | 地域振興課                   |
| 保護司の面接場所の<br>確保          | <b>司の面接場所の</b> 保護司が自宅以外の場所でも面接ができるよう、葛飾区地域コミュニティ施設(区内に 71 か所)の空いている部屋を無料でお使いいただけるようにします。   |                         |
| 更生保護活動の広報<br>・啓発         | 葛飾区保護司会が発行する広報誌の窓口配布<br>について従前から実施していますが、今後、<br>広報かつしかや、かつしかみんなの協働サイ<br>ト (フェイスブック) など区の広報媒体を使<br>って更生保護活動を紹介します。  | 地域振興課<br>生活安全課<br>地域教育課 |
| 更生保護活動に対す<br>る表彰         | 区では保護司活動について、従前から葛飾区<br>自治功労の表彰基準に基づき表彰していま<br>す。今後は、更生保護活動をされている諸団<br>体を含め、きめ細やかな表彰のあり方を検討<br>していきます。   | 地域振興課                   |
| 社会を明るくする運<br>動(再掲)       | 「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。強調月間には、保護司会と協働し、駅前における広報活動として啓発物品を配布するとともに、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施します。   | 地域教育課                   |
| 葛飾区自治町会連合会               | 自治町会は地域に住む人たちが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通の目的のもとに組織した団体です。生活に密着した地域課題について、まず自治町会が主体となって解決にあたり、安全・安心で住みよいまちづくりに向けて、区や事業者とも協働で取り組みます。さらに、誰もが安心して暮らせるよう地域のパトロールや防犯カメラの設置など、犯罪や事故等の未然防止に努めます。 | _                       |

| 事業名                 | 内容   | 担当課   |
|---------------------|--|-------|
| 民生委員・児童委員           | 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員(民間ボラシりを発行した。<br>一方イア)です。地域の中で、福祉全般にわたやいる持たで、福祉の中で、福祉を設定を行い、生活にしている方、ひとでは、一人・健康の高齢の方、要や心配事を心でで、とります。<br>の方の脳の橋渡しので、おります。<br>の方の脳とのが、までは、まが、の方などがが、まずでは、まずでは、まずでで、といるがは、まずで、まが、まずで、は、まずで、は、は、とり、は、などの保護者、、好産ととのに、は、とり、大の大のに、は、大の大のに、は、大の大の大のに、は、大の大の大のに、は、大の大の大のに、は、大の大の大のに、は、大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大 | _     |
| 亀有警察署 · 葛飾警察署       | 葛飾区内を管轄し、犯罪抑止対策・検挙活動・各種取締りをはじめとした幅広い警察活動に従事しています。特殊詐欺や自転車盗難などの犯罪に対する未然防止対策に取り組むほか、様々な悩み、問題を抱えた人に対応する相談業務、小中学校などの児童・生徒を対象とした薬物乱用防止教室やセーフティ教室の開催、非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進、各種キャンペーンやイベントを通じた防犯広報活動など地域団体や区と連携した取組を行います。   | _     |
| 亀有防犯協会 · 葛飾<br>防犯協会 | 防犯意識の高揚、防犯活動、少年の健全育成活動、風俗環境浄化活動等を効果的に推進し、<br>もって、犯罪のない明るい街づくりに寄与することを目的として、地域住民、警察署、葛飾<br>区等と連携し、主に防犯広報活動、少年の非<br>行防止と健全育成活動など様々な活動に取り<br>組みます。  | _     |
| 青少年育成地区委員<br>会(再掲)  | 青少年の健全育成を目指し、関係団体・団体相互の連絡調整を図り、地域の教育力を高めるために活動している団体で、葛飾区には19の地区委員会があります。地区委員会によっては、それぞれの特色を生かし、地域パトロールなどの様々な取組を行います。  | 地域教育課 |
| 青少年委員会(再掲)          | 各小・中学校学区域から選出された青少年委員が学校と地域の連携を促進し、PTAなどの地域活動団体や行政関係機関等との連絡調整を図り、地域における青少年の健全育成を行います。また、青少年委員会では、日々変化する子どもたちの諸問題等に対し、見識を深めるため、8つのブロック及び5つの専門部が定例会を実施します。   | 地域教育課 |

#### <参考>国の関係機関における主な取組

#### (1) 東京保護観察所

保護観察所\*は、非行や犯罪をし、家庭裁判所の 決定により保護観察になった少年、少年院を仮退 院になった少年、刑務所等を仮釈放になった人、 保護観察付の刑の執行猶予となった人に対して保 護観察を行う法務省の機関です。



東京保護観察所の外観

#### 【概要】

東京保護観察所は東京都内の保護司約3,400人、更生保護女性会員約10,000人、 BBS会員約400人及び協力雇用主約1,260事業者並びに19の更生保護施設\*と 共に更生保護の諸活動を展開しています。(令和3年4月1日現在)

#### 【取組】

#### \* 就労支援

矯正施設\*\*及びハローワーク等と連携する仕組みを構築し、保護観察対象者等に対して職業相談・職業紹介を行うほか、協力雇用主による雇用の協力も得ながら支援メニューを活用した支援を実施しています。また、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施しています。

#### • 住居支援

行き場のない刑務所出所者等の帰住先・定住先を確保するため、更生保護施設や自立準備ホームに宿泊場所の提供を委託し、行き場のない刑務所出所者等について社会生活に適応させるための生活指導等を行っています。また、居住支援法人との連携による満期釈放者等の支援も実施しています。

#### 高齢者又は障害のある人などへの支援

矯正施設に収容されている人が釈放された後、速やかに公共の福祉機関その他の機関による必要な介護、医療、年金その他の各種サービスを受けることができるよう、 矯正施設、地域定着生活支援センター等と連携し、その円滑な社会復帰を図ることを目的とした調整・支援を実施しています。

#### •薬物依存を有する人への支援

薬物依存のある保護観察対象者等に対し、通常の指導・支援に加え、薬物再乱用防止プログラムや簡易薬物検出検査を実施することで、薬物を断つ意思の維持・強化を図っています。また、薬物依存の再犯を防止するため、家族に対する支援の充実に加え、地域の医療・保健・福祉機関や民間支援団体との連携強化に努め、薬物依存のある保護観察対象者に対するシームレスな支援体制のもと指導・支援を実施しています。

## • 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導 の実施

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした専門的処遇プログラムを実施しています。



専門的処遇プログラムにおける グループミーティングの様子 (職員による模擬ミーティング)

#### 学校等と保護観察所が連携した支援等

保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制により、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図っています。

#### • 修学支援

修学希望者に対し、BBS会員による学習支援のほか、少年院を仮退院した少年のうち学習意欲のある人に対して、矯正施設との連携による民間資金を活用した継続的な学習支援を行っています。

#### 民間協力者の活動の促進

保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動では、保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性をいかし更生保護諸活動に積極的に参加されています。

#### 広報・啓発活動の促進

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動として、"社会を明るくする運動"を実施しています。

#### 更生保護サポートセンターの設置の推進等

保護司と保護観察対象者等との面接場所の確保や保護司会などの地域の更生保護ボランティアと地方公共団体等との連携を促進するため、地方公共団体等の協力を得て、更生保護サポートセンターの設置を推進し、またその運営の充実を図っています。

#### (2) 東京拘置所

東京拘置所は、東京都 23 区内の被疑者及び被告人並びに関東甲信越静の1都10県の控訴被告人・上告被告人等を収容し、逃走及び罪証の隠滅の防止を図るとともに、その防御権を尊重しつつ、未決拘禁者としての法的地位に応じた適正な収容生活を確保することを目的として設置された法務省所管の刑事施設(拘置所)です。



東京拘置所の外観

#### 【概要】

拘置所は、全国に8施設(拘置支所は103施設)あり、東京拘置所は、そのうち最大規模の施設です。1870年(明治3年)に鍜治橋門内に監倉事務取扱所が創設され、組織上の変遷等を経て、1937年(昭和12年)に東京拘置所と改称し、1971年(昭和46年)に豊島区西巣鴨から葛飾区小菅に移転し、現在に至ります。

東京拘置所で刑が確定した受刑者に対しては、収容すべき刑事施設(刑務所)を決定するための処遇調査を行い、一定の基準に従って全国の各刑事施設に移送するほか、東京拘置所で刑を執行する受刑者(自営作業従事者等)に対しては、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るため、必要な矯正処遇等を行っています。

#### 【取組】

~収容中の受刑者への働き掛け~

#### • 作業

刑務作業は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成し、規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任を自覚させるとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、その社会復帰を促進することを目的としています。

東京拘置所で刑を執行する受刑者には、炊事、保清、 営繕等の作業に就業させるほか、職業的知識及び技能 を習得させるため職業訓練(ビジネススキル科)を行っています。



作業の様子(炊場)

#### • 改善指導

改善指導は、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識 や生活態度を習得させるために必要な指導を行うもので、すべての受刑者を対象とし た一般改善指導と、特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支 障が認められる受刑者を対象とした特別改善指導があります。

東京拘置所では、特別改善指導として、個々の刑名や犯罪に至った経緯等を踏まえ、 薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全 指導、就労支援指導を行い、定期的に専門家による講話やグループ指導等も行ってい ます。

#### • 教科指導

義務教育を修了していても学力が不十分であったり、円滑な社会復帰のために更なる学力の向上を図ることが求められたりする受刑者が存在します。

東京拘置所では、受刑者の学力に応じて、高等学校で行う教育の内容に準ずる指導や資格取得のための指導を行っており、それに伴う試験(例:高校卒業程度認定試験、福祉住環境コーディネーター検定試験3級・2級、日商簿記検定試験3級・2級、危険物取扱者乙種4類)も定期的に行っています。



教科指導の様子 (職員による模擬授業)

#### ~出所に向けて~

#### • 帰住調整

出所後の適切な引受人及び帰住先の確保は、再犯を防ぐために重要であり、入所直後から、地方更生保護委員会や保護観察所と連携して、帰住調整を行っています。

東京拘置所で刑を執行する受刑者の多くは親族のもとに帰住しますが、引受人となっていただける方がいない人は、更生保護施設等に帰住できるように調整します。

#### • 就労支援

短期間で仕事を辞めてしまうなど、就労に関する課題が犯罪と関係している受刑者が多くいます。

東京拘置所では、就労支援スタッフが関与して、働くために必要なマナー等を指導したり、ハローワーク墨田の協力を得て、本人の希望・職歴等に合った求人を探したりしており、当所在所中に企業の採用面接を受け、勤務先を確保して出所する受刑者もいます。

就労支援は、受刑者本人の希望に基づき実施するものであるため、様々な機会を捉えて、支援の活用を促しています。

#### • 福祉的支援

適切な引受人がおらず、高齢・障害等の事情で福祉的な支援の必要な受刑者については、出所後、福祉的な支援を受けて生活できるよう、社会福祉士が関与して、福祉施設や自治体との間で帰住調整を行います。

他の刑務所の受刑者であっても、東京都23区内の福祉施設に帰住し、かつ、ひとりで同施設に赴くことが難しい場合は、必要な支援が確実に受けられるよう、釈放前に当所に移送の上、出所時は福祉施設の方に迎えに来ていただいています。

#### ~地域と共に~

#### · 広報 · 啓発活動

刑務作業の現状と重要性を国民の皆様に広く知っていただくため、受刑者が改善更生を目指して制作した刑務作業製品の展示・即売を行うほか、刑事施設の取組を始めとする矯正行政の広報を行う「矯正展」を開催しています。(※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度、3年度は中止しました。)

また、東京拘置所には、東京少年鑑別所の「東京法務少年支援センターサテライト相談室」が併設されており、専門の相談員が定期的に駐在し、葛飾区を含む東京都東部地域を対象とする非行・犯罪の防止のための相談、研修・講演等の活動を行っています。



## 計画推進の体制づくり

本区では、関係機関や地域団体との連携を深め、再犯防止のための取組を推進していきます。

## 1 関係機関・団体との連携・協力

再犯防止を推進していくためには、保護司会をはじめとした関係機関、地域 団体、区関係各部と協力して連携を図り、再犯防止に関する新たな取組や課題 について、継続して情報交換・情報共有を行いながら、協議していきます。

## 2 地域での取組の推進

## (1) 保護司など更生保護ボランティアへの支援 「

保護司会と円滑な連携がとれるように、各種区政情報や保健医療・福祉サービスなどについて情報発信を行います。

## (2) 再犯防止や更生保護への理解促進

地域団体等に再犯防止の取組や更生保護の活動への理解促進を図るための 情報発信を行います。 参考資料

#### 再犯の防止等の推進に関する法律(概要)

#### 1. 目的(第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

#### 2. 定義(第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。) 若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと (非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

#### 3. 基本理念(第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も 途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

#### 4. 国等の責務(第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に 応じた施策を策定・実施する責務

#### 5. 連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

#### 6. 再犯防止啓発月間(第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間 (7月) を設ける

#### 7. 再犯防止推進計画(第7条)

- 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支 援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

#### 8. 地方再犯防止推進計画(第8条)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

#### 9. 法制上の措置等(第9条)

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

#### 10. 年次報告(第10条)

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

#### 11. 基本的施策

#### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等
  - (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- (第14条) 4 就業の機会の確保等
  - 住居の確保等 (第15条)
- 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの 提供 (第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

#### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる 努力義務

#### 12. 施行期日等(附則)

- 公布の日から施行
- 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

#### 葛飾区再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に 規定する地方再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、葛飾区 再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員は、推進計画の策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。 (構成)

第3条 委員は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員により組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は委員会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項について報告を完了 した日までとする。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開 とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部生活安全課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

(葛飾区再犯防止推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 この要綱は、葛飾区再犯防止推進計画が策定された日限り、廃止する。

別表 (第3条及び第4条関係)

| 委員長         |     | 葛飾区 副区長(地域振興部を担任事項する者とする。) |
|-------------|-----|----------------------------|
| 副委員長        |     | 葛飾区 保護司会                   |
|             | 委員  | 葛飾区 保護司会                   |
|             | 委員  | 葛飾区 自治町会連合会                |
|             | 委員  | 葛飾区 青少年育成地区委員会会長連絡協議会      |
| 外           | 委員  | 葛飾区 民生委員児童委員協議会            |
| 外部委員        | 委員  | 警視庁亀有警察署                   |
| 貝           | 委員  | 警視庁葛飾警察署                   |
|             | 委員  | 亀有防犯協会                     |
|             | 委員  | 葛飾防犯協会                     |
|             | 委員  | 法務省東京保護観察所                 |
|             | 委員  | 葛飾区 総務部長                   |
|             | 委員  | 葛飾区 地域振興部長                 |
|             | 委員  | 葛飾区 危機管理・防災担当部長            |
| ব           | 委員  | 葛飾区 産業観光部長                 |
| 区<br>職<br>員 | 委員  | 葛飾区 福祉部長                   |
|             | 委員  | 葛飾区 健康部長                   |
|             | 委員  | 葛飾区 子育て支援部長                |
|             | 委員  | 葛飾区 都市整備部長                 |
|             | 委員  | 葛飾区 教育委員会事務局 学校教育担当部長      |
| =           | 事務局 | 葛飾区 地域振興部生活安全課             |

## 計画策定の経過

|         | 内容   |
|---------|--|
| 令和3年7月  | 葛飾区再犯防止推進計画策定委員会設置要綱制定                                     |
| 令和3年10月 | 第1回 葛飾区再犯防止推進計画策定委員会 ・国の取組について ・計画の概要、方針について ・区の具体的な取組について |
| 令和4年1月  | 第2回 葛飾区再犯防止推進計画策定委員会<br>・計画案の修正                            |
| 令和4年3月  | 葛飾区再犯防止推進計画策定  |

## 区の取組一覧

|             | 事業名                    | 担当課       | ページ |
|-------------|------------------------|-----------|-----|
|             | 安全な地域社会を築くための活動費助成     | 生活安全課     | 10  |
|             | 地域における見守り活動支援事業        | 生活安全課     | 10  |
|             | 青色防犯パトロールの実施           | 生活安全課     | 10  |
|             | 安全・安心情報メールの配信          | 生活安全課     | 10  |
|             | 消費者教育の実施               | 消費生活センター  | 10  |
|             | 消費生活情報の提供              | 消費生活センター  | 11  |
|             | 放置自転車、自転車盗難防止対策        | 交通安全対策担当課 | 11  |
| 1           | 空家等対策                  | 住環境整備課    | 11  |
| 安           | 私道防犯灯設置助成              | 道路補修課     | 11  |
| 全<br> で     | 安全で快適な公園にするための整備       | 公園課       | 11  |
| 安全で安心なまちづくり | 学校緊急情報の配信              | 各学校、指導室   | 11  |
| なま          | 通学路防犯カメラの設置            | 教育総務課     | 11  |
| ちづ          | 非常通報体制及び防犯カメラの整備       | 学校施設担当課   | 11  |
| くり          | セーフティ教室の実施             | 指導室       | 11  |
| が推進         | 情報安全教室の実施              | 指導室       | 11  |
| 進<br>       | 交通安全教育の実施              | 指導室       | 11  |
|             | こどもひまわり110番            | 地域教育課     | 12  |
|             | 放課後子ども事業 (わくわくチャレンジ広場) | 地域教育課     | 12  |
|             | 学校支援団体に対する感謝状贈呈        | 地域教育課     | 12  |
|             | 青少年問題協議会               | 地域教育課     | 12  |
|             | 学校地域応援団                | 地域教育課     | 12  |
|             | 防犯ブザーの配付               | 学務課       | 12  |
|             | 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援  | 生涯学習課     | 12  |

## (東京都における主な取組)

| 事業名               |   | 東京都の担当部署 | ページ |
|-------------------|---|----------|-----|
| 「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の開 | 設 | 都民安全推進本部 | 12  |

|                           | 事業名                      | 担当課              | ページ |  |
|---------------------------|--------------------------|------------------|-----|--|
|                           | 《就労》                     |                  |     |  |
|                           | 雇用・就業マッチング支援事業           | 産業経済課            | 13  |  |
|                           | 雇用。就労促進事業                | 産業経済課            | 13  |  |
| 2                         | 就労準備支援事業                 | 福祉管理課            | 13  |  |
| 就労                        | 自立相談支援事業                 | 福祉管理課            | 13  |  |
| 住                         | 《居住》                     |                  |     |  |
| 住居の                       | 住居確保給付金                  | 福祉管理課            | 14  |  |
| 確保                        | 生活保護                     | 西生活課・東生活課        | 14  |  |
|                           | 区営住宅、都営住宅                | 住環境整備課           | 14  |  |
|                           | 高齢者向け優良賃貸住宅              | 住環境整備課           | 14  |  |
|                           | 居住支援協議会による入居支援           | 住環境整備課           | 14  |  |
|                           | 《高齢者又は障害のある人などへの支援》高齢者支援 |                  |     |  |
| 3                         | 高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)  | 高齢者支援課           | 15  |  |
| 保健                        | 高齢者向け優良賃貸住宅(再掲)          | 住環境整備課           | 15  |  |
| 医療                        | シルバーピア住宅事業               | 住環境整備課           | 15  |  |
| 福                         | 社会福祉協議会                  | _                | 15  |  |
| 福<br>祉<br>サ-              | 《高齢者又は障害のある人などへの支援》障害者支援 |                  |     |  |
| <br> -<br> <br> <br> <br> | 障害者権利擁護窓口の設置             | 障害福祉課            | 16  |  |
| の                         | 自立支援医療                   | 保健予防課            | 16  |  |
| 利用                        | 《薬物依存を有する人への支援等》         |                  |     |  |
| の促進                       | 薬物乱用防止啓発                 | 地域保健課            | 16  |  |
| 進                         | 精神保健相談                   | 保健予防課・保健<br>センター | 16  |  |

#### (東京都における主な取組)

| 事業名                         | 東京都の担当部署 | ページ |
|-----------------------------|----------|-----|
| 東京都若者総合相談センター               | 都民安全推進本部 | 13  |
| 東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等 | 産業労働局    | 13  |

|                    | 事業名                         | 担当課                   | ページ |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------|-----|
| 4<br>非             | 《非行・犯罪の防止のための支援》            |                       |     |
|                    | 薬物乱用防止啓発(再掲)                | 地域保健課                 | 17  |
|                    | サポートチーム指導員派遣事業              | 学校教育支援担当課             | 17  |
| 行の                 | 社会を明るくする運動                  | 地域教育課                 | 17  |
| 防                  | 《学習支援等の充実》                  |                       |     |
| 学                  | 学習支援事業                      | 福祉管理課                 | 18  |
| 校と                 | かつしか子ども応援事業                 | 子ども応援課                | 18  |
| 携                  | スクールカウンセラーの配置               | 学校教育支援担当課             | 18  |
| した。                | スクールソーシャルワーカーの派遣            | 学校教育支援担当課             | 18  |
| 防止と学校と連携した修学支援等の実施 | 《青少年健全育成の充実》                |                       |     |
|                    | 若者支援体制の整備                   | 子ども応援課                | 19  |
|                    | 子ども・若者活動団体支援                | 子ども応援課                | 19  |
| 施                  | 青少年育成地区委員会                  | 地域教育課                 | 19  |
|                    | 青少年委員会                      | 地域教育課                 | 19  |
|                    | 《民間協力者の活動の促進》               |                       |     |
|                    | 葛飾区保護司会                     | _                     | 20  |
| 5                  | 《広報・啓発活動の促進》                |                       |     |
| 民                  | 葛飾区保護司会への助成金の交付             | 地域振興課                 | 22  |
| 間協力                | <b>更生保護サポートセンターの活動場所の提供</b> | 地域振興課                 | 22  |
| 者の                 | 保護司の面接場所の確保                 | 地域振興課                 | 22  |
| 活動の                | 更生保護活動の広報・啓発                | 地域振興課・生活安全<br>課・地域教育課 | 22  |
| 進と                 | 更生保護活動に対する表彰                | 地域振興課                 | 22  |
| 促進と広報・             | 社会を明るくする運動 (再掲)             | 地域教育課                 | 22  |
| 啓                  | 葛飾区自治町会連合会                  | _                     | 22  |
| 啓発活動の促進            | 民生委員・児童委員                   | _                     | 23  |
|                    | <b>亀有警察署・葛飾警察署</b>          |                       | 23  |
|                    | 亀有防犯協会・葛飾防犯協会               | _                     | 23  |
|                    | 青少年育成地区委員会(再掲)              | 地域教育課                 | 23  |
|                    | 青少年委員会(再掲)                  | 地域教育課                 | 23  |
|                    |                             |                       |     |

## 用 語 集

| 索引 | 用語                | 解説   |
|----|-------------------|--|
| +  | 矯正施設              | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所や少年刑務所、拘置所など   |
| +  | 協力雇用主             | 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主  |
| ケ  | <br>  刑法犯検挙件数<br> | 刑法犯により検挙された件数  |
| ケ  | 刑法犯認知件数           | 警察等の捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数  |
| =  | 更生保護              | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立した改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動   |
| =  | 更生保護サポートセンター      | 保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行うため設置された拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設され、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施。保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用 |
| ٦  | 更生保護施設            | 犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼るべき人がいないことや、生活環境に恵まれないなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちを、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、入所者の円滑な社会復帰を手助けする施設  |
| コ  | 更生保護女性会           | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非<br>行少年の改善更生に協力する女性のボランティ<br>ア団体で、全国では約 14 万人、葛飾区では約<br>360人の方が活動(令和3年4月1日時点)  |
|    | 更生保護法人            | 更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など<br>更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更<br>生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を<br>受けて設立する法人  |

| 索引 | 用語             | 解説  |
|----|----------------|---|
| ħ  | 再犯者            | 刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通<br>法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、<br>再び検挙された者  |
| サ  | <br>  再犯者率<br> | 刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合  |
| ٤  | BBS会           | BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement)を担う団体。非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体         |
| ホ  | 保護観察           | 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による<br>指導と支援を行うもの   |
| ホ  | 保護観察所          | 犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、指導と支援を行う機関。地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。  |
| ホ  | 保護司            | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。主な職務は保護観察を受けている人と面接を行い、指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整することや犯罪を予防するために啓発活動を行う。 |

## 葛飾区再犯防止推進計画(令和4年度~令和8年度)

発行:葛飾区

編集:地域振興部生活安全課

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目 13番1号

電話 03-3695-1111 (代表)